

山陰海岸国立公園管理運営計画書

令和4年3月25日

近畿地方環境事務所

第6章 行為許可及び公園事業の取扱いに関する事項

1 許可、届出等取扱方針

(1) 特別地域及び海域公園地区

特別地域及び海域公園地区における各種行為についての自然公園法の行為許可申請に対する審査基準としては、「国立公園の許可、届出等の取扱要領（平成 29 年 3 月 28 日付け環自国発第 1703284 号）第 6 に規定するとおり、自然公園法施行規則第 11 条に規定する許可基準（以下「許可基準」という。）及び「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について（平成 22 年 4 月 1 日付環自国発第 100401008 号）」において定める許可基準の細部解釈に加え、これらによらないことができる「山陰海岸国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例」によるほか、下記の取扱方針（審査基準）による。また、国立公園の保護又は利用の推進のために、行為に際して特に配慮を求める事項を指導方針として下記のとおり定める。

行為の種類	取扱方針
ア 全行為共通	<審査基準> (7) 工事等で発生した残土は、国立公園区域外に搬出すること。ただし、行為敷地内における敷均し等によって風致の保護上支障のないように処理できる場合、又は自然公園法の許可等を受けた他の行為に適切に流用できる場合はこの限りではない。 (イ) 工事等で発生した法面及び裸地は、原則として緑化（自然侵入促進工を含む、以下同じ。）すること。 (ウ) 緑化に使用する植物は、在来植物のうち地域に自生する種を使用すること。ただし、街路樹や庭木等、市街地等に植栽されるものであって、周辺環境に逸出して在来植生に影響を与えるおそれのない植物についてはこの限りではない。 <指導方針> ・ 貴重な野生動植物の生息・生育する地域における工作物の設置等は、当該行為の代替地の有無を十分に検討すること。やむを得ず当該行為をその地で行う場合は、その生息・生育地の分断等の影響が最小限となるよう措置を講ずるとともに、代償措置（ミティゲーション）についても検討すること。 ・ 眺望利用されている公園事業施設等からの通景や、眺望対象に与える影響等を十分に調査すること。当該施設等から行為箇所が望見される場合は、隠蔽植栽や目立たない色彩とすること等により、可能な限り影響を

	軽減するための措置を講ずること。 ・緑化は「自然公園における法面緑化指針（平成 27 年 10 月環境省自然環境局）」に沿って行うこと。 ・照明施設を設置する場合は、最新の「光害対策ガイドライン（環境省）」に従い、動植物への配慮を行うこと。
イ 工作物の新 改増築 (7) 建築物	<審査基準> a 屋根の形態は周囲の景観になじみやすい、軒のある切妻、寄棟、入母屋等の両流れの勾配屋根とし、半球形、カマボコ形、パラペット付、陸屋根、片流れの屋根は認めない。屋根の勾配は 10 分の 3 以上 10 分の 10 以下になっていること。ただし、同一敷地内の母屋付帯の車庫や倉庫等の小規模な建築物（地上部分の水平投影面積が 15 m²以下。以下同じ。）にあってはこの限りではない。 b 屋根の色彩は、周囲の景観になじみやすいこげ茶色、黒色又は暗灰色であること。ただし、自然素材又は銅板を用いる場合は、素材色も可とする。 c 外壁の色彩は、周囲の景観になじみやすい茶色、ベージュ色、灰色であること。ただし、自然素材（焼杉板、漆喰等を含む。）を用いる場合は、素材色も可とする。 d 海水浴場等で、夏期に設置される更衣・休憩、飲食の提供・販売、レジャー用品のレンタル・販売等を行う一時的な施設（以下、「浜茶屋等」という。）については、a 及び b を適用しない。ただし、屋根の色彩については、灰色、茶色又は青色の海岸の風致景観に配慮した色彩とし、黄色、赤色等の原色は認めない。 <指導方針> ・浜茶屋等は、一連の建築物の水平投影面積の和を 150 m²以下とすること。ただし、過去に許可したものについては、その面積を上限とする。 ・鳥取砂丘集団施設地区は、公園事業施設を主体とした整備を図る地区であるため、原則として公園利用以外の目的の建築物の新築は行わないこと。特に第 3 及び第 5 整備計画区における新築は行わないこと。ただし、建替のための新築であって既存の建築物の規模を超えないものはこの限りでない。 やむを得ず行為許可によって建築物を設置する場合は、以下の要件を満たすこと。 a 第 2 整備計画区にあっては、隣り合う建築物（公園事業施設を含む。ただし、車庫や倉庫等の小規模な建築物を除く。以下同じ。）との水平投影外周線の間隔の基準について下記のとおりとする。 (a) 県道湯山鳥取線より北側の区域においては、50m 以上離す。

	(b) 鳥取砂丘線道路（車道）に面するものは、10m以上離す。 (c) (a)及び(b)以外の施設は、30m以上離す。 b 第4整備計画区にあつては、高さ10m以下、建坪率10%以下とし、建築物の水平投影外周線について、隣り合う建築物との間隔を150m以上、鳥取砂丘線道路（車道）の路肩からの後退距離を20m以上とる。 c 第7整備計画区にあつては、隣り合う建築物との水平投影外周線の間隔を30m以上とる。
(イ) 道路	<審査基準> a 擁壁等の表面仕上げは、自然石・木材等の自然材料を使用するか、自然石を模した化粧型枠等とすること。ただし、公園利用者から望見されない場所にある場合はこの限りでない。 b 構造物等により道路法面の安定化を図る場合は、緑化を伴う工法とし、モルタル吹付は認めない。法枠工は、枠内を緑化可能な工法とすること。ただし、緑化が困難な箇所又は道路の安全確保上やむを得ない場合で、顔料を添加しこげ茶や暗灰色にするなど周辺の風致との調和を図る場合はこの限りではない。 c 落石防護柵及び落石防護網の色彩はこげ茶色とする。ただし、金網部分は灰色系統も可とする。 d 車両用防護柵は、ガードケーブル又はガードパイプを用いること。ただし、高速道路であつて安全上支障のある場合はこの限りでない。 e 車両用防護柵の色彩はこげ茶色とすること（ケーブル部分を除く）。 f 橋梁や橋脚の色彩は、こげ茶色又は灰色とする。 <指導方針> ・道路の線形改良工事等で廃止した道路敷は、工作物を撤去の上、修景緑化すること。 ・現在ガードレールが設置されている箇所については、更新にあたりガードケーブル又はガードパイプとすること。
(ウ) 風力発電施設	<指導方針> 「国立・国定公園における風力発電施設設置のあり方に関する基本的考え方（平成16年2月自然環境局）」、「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン（平成25年3月国立公園課）」に基づくこと。
(エ) 太陽光発電施設	<審査基準> a 太陽光パネルは低反射の素材を用いたものを使用し、主要な展望地点へ強い反射光を発しないこと。 b 周囲に植栽する等、周辺の風致景観と調和した遮蔽措置をとること。

	c キュービクルやパワーコンディショナー等の関連設備、フェンスや電柱等の付帯施設は、こげ茶色とすること。ただし、b の遮蔽措置により確実に施設が周囲から目視されない場合や、小規模な付帯設備であって風致保護上の支障が軽微なものについてはこの限りではない。 d 住宅の屋根に設置する場合等、主に自家用として住宅敷地内に設置する小規模な太陽光発電施設については、a、b 及び c は適用しない。 ＜指導方針＞ 「国立・国定公園内における大規模太陽光発電施設設置のあり方に関する基本的考え方（平成 27 年 2 月自然環境局）」に基づくこと。
(オ) 電力施設、 通信・無線施設	＜審査基準＞ a 主要な公園利用施設からの展望方向における新設や海上からの眺望の対象に支障を及ぼす新設については原則認めない。 b 送電鉄塔、電力柱、電話柱、通信・無線施設（付帯設備含む）等の色彩はこげ茶色とする。ただし、背景が空や海等により淡色となる場合で、こげ茶色とすることで風致保護上の支障が明らかに増大すると判断される場合は、灰色とする。なお、通信環境を確保するためやむを得ない場合や、小規模な付帯設備であって風致保護上の支障が軽微なものについてはこの限りではない。 c 主要な展望地からの展望に支障となる送電鉄塔については、原則として既存施設の建て替え以外の新設は認めない。 d 送電鉄塔において航空障害対策を行う場合は、塗色でなく標識灯の設置によること。 ＜指導方針＞ ・公園利用施設周辺では、無電柱化を図ること。 ・新たに電線等を敷設する場合は、既設電柱に共架すること。 ・通信・無線設備は、既設支持物へ共架又は周辺施設へ添架すること。その場合も、高さは極力抑えること。 ・既存の鉄塔の塗り替えの際には、現状こげ茶色でないものについてもこげ茶色に塗装すること。
(カ) 漁港、港湾、 海岸保全施設	＜審査基準＞ a 工作物の意匠は、イ 工作物 (イ) 道路の a に準じた扱いとすること。 b 汚濁防止措置を講じ、周辺海域に汚濁を流出させない工法とすること。 ＜指導方針＞ 海域公園地区では、藻場、岩礁等の海域景観や資源の重要性が高いことから、行為の規模は必要最小限とし、配置や工法については自然環境への影響を可能な限り小さくすること。

(キ) 河川管理施設、砂防・治山施設	<審査基準> イ 工作物 (イ) 道路の a、b 及び c に準じた扱いとすること。
(ク) 自動販売機	<審査基準> a 建築物に付帯して設置する場合は、軒下又は壁面と同一平面に納まるよう設置すること。 b 独立して設置する場合は、木材等により外側を囲うもしくは色彩をこげ茶やベージュ等の茶色系又は建築物壁面の色彩と同一系のものを用いる等により、風致景観への影響を軽減させること。
(ケ) その他の工作物	<審査基準> a 海域公園地区での工事に際しては汚濁防止措置を講じ、周辺海域に汚濁を流出させない工法とすること。 <指導方針> ・色彩は、周囲の景観になじみやすい茶色系、ベージュ系、灰色系、自然素材の素材色とすること。 ・駐車場や屋外運動施設等の広大な敷地を要する工作物については、周囲を修景緑化すること。 ・駐車場等の付帯施設として設置される、自立型の夜間照明施設については、主要な展望地から望見されない場所に設置すること。 ・鳥取砂丘をライトアップするための照明施設は設置しないこと。 ・ライトアップを目的とした照明施設は、周辺に分布する動植物への影響に配慮した照明方法であること。 ・海域公園地区では、藻場、岩礁等の海域景観や資源の重要性が高いことから、行為の規模は必要最小限とし、配置や工法については自然環境への影響を可能な限り小さくすること。
ウ 土石の採取	<指導方針> ・業として行われる土石の採取の跡地は、速やかに緑化するものとし、緑化に好ましい法面勾配にする等植物の生育に配慮した工法とすること。 ・公園利用施設及びその周辺等利用者が訪れる場所においては、利用者の集中する曜日・時間帯の行為は避けること。
エ 広告物の設置等 (7) 営業用広告物	<審査基準> a 本体の色彩は、自然材料の素材色か茶色系とすること。 b 表示面の地色は、自然材料の素材色、茶色系、白色又は青色を基調とすること。 c 表示面に記載する文字は白色、黒色及び青色を基本とすること。なお、表示面に、絵図画、写真等の表示を行う場合は、色彩の限定はしないが、

	落ち着いた色調とする。 d 一時的なイベントに用いる小規模なものであって、その目的を達成するために必要な場合にあっては、a、b及びcを適用しない。 ＜指導方針＞ ・乱立防止のため、同種のもの及び同位置に設置するものは統合すること。 ・荒廃した広告物は風致に及ぼす支障が大きいことから、清掃・修繕等の維持管理に努め、老朽化したものは撤去すること。 ・公園利用者に対する案内は多言語表記とすること。
(イ) その他の広告物	＜審査基準＞ a 本体に使用する材料は、木材や石材等の自然材料とし、やむを得ず鋼材その他の材料を使用する場合、本体の色彩は茶色系統とすること。 b 表示面の色彩は、上記(7) 営業用広告物の＜審査基準＞に準ずる。 c 公共性が高いもの又は一時的なイベントに用いる小規模なものであってその目的を達成するために必要な場合にあっては、a及びbを適用しない。 ＜指導方針＞ ・案内標識等の意匠は、「自然公園等施設技術指針 第3部第7章公共標識」を参照とすること。 ・その他上記(7) 営業用広告物の＜指導方針＞に準ずる。
オ 海面の埋立、海底の形状変更	＜審査基準＞ 海域の汚濁防止措置を講じ、周辺海域に汚濁を流出させない工法とすること。 ＜指導方針＞ 海域公園地区では、藻場、岩礁等の海域景観や資源の重要性が高いことから、行為の規模は必要最小限とし、配置や工法については自然環境への影響を可能な限り小さくすること。

カ 土地の形状 変更	<指導方針> ・鳥取砂丘において、堆砂垣等に堆積した砂を移動させる行為については、砂の移動先及び運搬経路において、生息・生育する昆虫類や植生に影響を及ぼすことがないようにすること。 ・養浜や海水浴場の整地のために行われるものについては、近隣の海域において採取した土砂を用いること。 ・砂丘や砂浜等、利用者の多く訪れる場所において重機を用いて行われるものにあつては、作業の時期や時間帯を工夫する等、利用者の目に触れる機会を減らすこと。 ・農地造成のために行われるものについては、農地以外の用途に転用しないこと。 ・工事現場以外に作業ヤード等を設ける為に行われるものについては、切土・盛土を伴う造成は行わないこと。
キ 車馬の使用	<指導方針> 海浜植生及び昆虫等の動物の保護のため、極力植生及び生息地を避けること。

(2) 普通地域

普通地域内の行為に係る措置命令等の処分は、「国立公園の許可、届出等の取扱要領（平成 29 年 3 月 28 日付け環自国発第 1703284 号）」第 25 の規定に基づき、「国立公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準について（平成 13 年 5 月 28 日付け環自国第 212 号）」によるほか、第 5 章に掲げる主要展望地からの展望・眺望を著しく妨げる場合や主な景観の保全上著しい支障が生じる場合など、風景を保護するために必要があると認める場合に行う。

普通地域内の行為については、(1) 特別地域及び海域公園地区を参考として風景の保護上適切な配慮をすること。特に海域公園地区から 1 k m の範囲で行われる普通地域（海域）内での行為については、周囲海域への影響が極力少なくなるよう、必要に応じて汚濁防止膜の設置などの措置命令を行う。